主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

原裁判所における弁論の終結は、刑訴法四三三条一項にいう「決定又は命令」に 当たらないから、本件抗告の申立ては不適法である。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成八年一一月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	尾	崎	行	信
裁判官	<u>袁</u>	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	雄
裁判官	大	野	正	男
裁判官	千	種	秀	夫